

公益財団法人 日本武道館 定款

平成25年4月

東京都千代田区北の丸公園2番3号

公益財団法人 日本武道館

公益財団法人日本武道館 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本武道館といい、英文名を Nippon Budokan Foundation という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本武道館を設立運営し、わが国伝統の武道を国民とくに青少年の間に普及奨励してその精神を高揚し、質実剛健の気風を育成して、わが国民族の発展に寄与するとともに、広く世界の平和と福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本武道館の総合道場及び研修所等並びに地方武道館の設置運営に関する事業
- (2) 武道の普及奨励及び武道学園の設置運営に関する事業
- (3) 武道博物館、同図書館の設置及び古武道の保存に関する事業
- (4) 武道に関する学術的調査研究に関する事業
- (5) 武道文化にかかわる書道等の普及奨励に関する事業
- (6) 武道にかかわる出版物等の刊行に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業については、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 この法人の設立に、正力松太郎ほか10名から金500万円の寄附があった。

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄附金品であって、寄附者の指定があるものは、その指定に従う。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用に関し、必要な事項は理事会の決議により、別に定める会計処理規程及び資産運用規程による。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画及び収支予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会の承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員 20 名以上 33 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者

エ 次の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の

議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（権 限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項の決議に参画するほか、この定款及び法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 17 条 評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定めるものとする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 18 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 前項の評議員のうち 1 名を評議員会長として評議員会において選任する。

3 評議員会の議長は、評議員会長とする。なお、議長が欠席する場合又は事故あるときは、評議員会長があらかじめ指名した評議員が議長を務める。

(権限)

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

(3) 各事業年度の事業報告及び貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 評議員会長の選任及び解任
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合はいつでも臨時評議員会を開催することができる。

2 評議員会の運営については、別に評議員会規程を定める。

(招 集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のなかから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、これに記名押印する。

第6章 役員

(役員の数及び種類)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上 33名以内

(2) 監事 2名又は 3名

2 この法人に、前項の理事の中から会長 1名、副会長 3名以内、理事長

1 名及び常任理事 7 名以上 10 名以内を置く。

- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、会長、副会長及び常任理事をもって法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 会長、副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、理事長及び常任理事は常任理事会を組織し、理事会に対する審議事項の検討を行うとともに理事会の決議に基づく事業の適正化と充実を図る。

5 代表理事及び業務執行理事は、事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 常任理事会の運営については、別に常任理事会規程を定める。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接

な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 会長、副会長、理事長及び常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、別に監事監査規程を定める。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事及び監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(責任の免除)

第33条 この法人は、法人法第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第34条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長が必要と認める事項について、その諮問に応ずる。

4 参与は、理事長が委嘱した特別事項について助言をすることができる。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、常任理事の選定及び解職
- (4) 顧問及び参与の選任及び解任
- (5) その他、法令又はこの定款で定める事項

2 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）について、その後取得した同一の銘柄の株式（出資）を含め、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得ることを必要とする。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

（開 催）

第37条 理事会は、定時理事会として3月及び毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

2 理事会の運営については、別に理事会規程を定める。

（招 集）

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けた場合又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指定した常任理事が理事会を招集し、議長を務める。

（決 議）

第39条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第43条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

（解 散）

第42条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置き、理事長が任免する。なお、重要な使用人の任免については理事会の議決による。

3 職員は、有給とする。

第12章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は臼井日出男、業務執行理事は松永光、安西邦夫、奥田幹生、河村建夫、高村正彦、塩谷立、島村宜伸、中山成彬、松前達郎及び森英介とする。

平成 25 年 4 月